

神宮外苑地区（b区域）まちづくりの検討に係る

今後の取組等に関する確認書

東京都と関係権利者（宗教法人明治神宮、独立行政法人日本スポーツ振興センター、一般財団法人高度技術社会推進協会、伊藤忠商事株式会社、日本オラル株式会社及び三井不動産株式会社をいう。以下同じ。）（以下これらを「関係者」という。）は、平成27年4月1日に締結した「神宮外苑地区まちづくりに係る基本覚書」に基づく協議を踏まえ、まちづくりの着実な推進に向けて、次のとおり確認する。

（目的）

第1条 本確認書は、「東京都市計画神宮外苑地区地区計画（平成25年6月決定）」に定める、神宮外苑地区内の緑豊かな風格ある都市景観を保全しつつ、スポーツクラスターと魅力ある複合市街地を実現することを目標に、神宮外苑地区（b区域）の再整備を検討するため、関係者の今後の取組等を確認することを目的とする。

（基本的な考え方）

第2条 関係者は、スポーツ施設の整備に加え、多様な用途の導入や緑の創出など、区域全体での一体的な再整備を目指し、公園まちづくり制度や市街地再開発事業の活用も想定して検討を進める。

（関係者の今後の取組）

第3条 東京都は、前条に定める基本的な考え方及び神宮外苑地区の特性を踏

まえ、公園まちづくり制度の活用要件等を検討する。

2 関係権利者は、前項の規定に基づく検討状況を踏まえ、施設計画、事業計画、スケジュール等について検討する。

(スケジュール)

第4条 関係者は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後、早期の事業着手を目指して検討に取り組む。

(秘密保持)

第5条 関係者は、本確認書に関連して、他の関係者から秘密情報として提供された情報を第三者に漏えいし、又は本確認内容の履行以外の目的で使用してはならない。ただし、情報公開に関する法令等による場合は、この限りではない。

(関係者の責務等)

第6条 関係者は、再整備の検討を進めるため、引き続き、誠意を持って協議を進める。ただし、今後の協議の状況を踏まえ、協議から離脱することを妨げない。

(その他)

第7条 本確認書の解釈に疑義が生じた場合又は本確認書に定めのない事項については、関係者間で誠実に協議するものとする。

上記の確認の証として本確認書を7通作成し、関係者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月30日

宗教法人明治神宮宮司

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長

一般財団法人高度技術社会推進協会会長

伊藤忠商事株式会社代表取締役社長

日本オラクル株式会社代表執行役

三井不動産株式会社代表取締役社長

東京都知事